

砺波市文書管理適正化支援業務委託審査要領

1 目的

本要領は、砺波市文書管理適正化支援業務委託（以下「本業務」という。）に係る砺波市文書管理適正化支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、本業務における受託候補者を選定するため、必要な評価基準、審査方法等を定めるものである。

2 審査の実施・項目・配点

審査は、委員会が行うこととし、プレゼンテーション評価（満点１３０点）と提案見積評価（満点２０点）による総合評価（満点１５０点）とする。

3 評価基準及び審査方法

プレゼンテーション評価によるプレゼンテーション評価点と、提出見積評価による提出見積評価点を合算して得た点数を総合評価点とする。

（１）プレゼンテーション評価について

プレゼンテーション評価は、企画提案書に沿った提案に対し、各委員により、以下の表の評価項目及び配点並びに評価基準に従い採点し、評価する。

ア 評価基準

評価基準は次に掲げるとおりとする。ただし、審査委員会で評価項目を変更、追加することがある。

項 目	主な評価基準	配 点 (点)
提案者等概要	—	—
業務実績	実績の件数、内容	１０
実施体制	管理担当者又は実務担当者の資格、業務実績	２０
企画提案		
・ 概要スケジュール	具体性、実現可能性	１０
・ 実態調査、文書量調査	取組方針、具体的な手法、工夫、独自性	１５
・ 簿冊一覧の調査、見直し	取組方針、具体的な手法、工夫、独自性	１５
・ 長期文書（永年文書）の見直し	取組方針、具体的な手法、工夫、独自性	１５
・ 文書管理ルール等の見直し	取組方針、具体的な手法、工夫、独自性	１５
・ 持続可能な文書管理	取組方針、具体的な手法、工夫、独自性	１５
その他文書量削減に係る独自提案	上記「企画提案」以外の文書量削減に係る独自提案についての取組方針、具体的な手法、工夫	１５
合 計		１３０

イ 採点

以下の評価基準による評価に基づいて採点した点数をプレゼンテーション評価点とする。

■プレゼンテーション評価点

- ① 各評価項目の配点×各委員の評価＝各委員の各評価項目点数
- ② ①の合計＝各医院のプレゼンテーション評価点
- ③ 各委員の②の合計÷委員の人数（５人）＝プレゼンテーション評価点
(小数点以下第４位四捨五入)

評価基準	評価	点数
優れている	A	配点×１００％
やや優れている	B	配点×８０％
普通	C	配点×６０％
やや劣っている	D	配点×４０％
劣っている	E	配点×２０％

(２) 提案見積評価について

提案見積評価は、見積書に記載された見積金額を以下の採点基準に従い採点し、評価する。

ア 採点基準

最も低い価格を提示した者（最低価格提示者）を２０点とし、次点以降は最低価格提示者との価格差を考慮する。

イ 採点

以下の採点基準による計算式に基づいて採点した点数を提案見積評価点とする。

■提案見積評価点

- ① 最も低い価格を提示した者（最低価格提示者） ２０点
- ② 次点以降
 $20 \text{ 点} \times (\text{最低価格提示者の見積額} \div \text{当該提示者の見積額})$
(小数点以下第４位四捨五入)